



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月24日金曜日 第393号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事課).....	1
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	(子育て支援課).....	3
愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則.....	(").....	10
愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	(都市計画課).....	10

規 則

○愛媛県規則第11号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則（昭和28年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1項第8号、第3条第5項及び第6項、第4条第6項、第14条第8項並びに第41条<u> </u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対する旅費に関し、実施のための手続その他執行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第11条及び第12条 削除</p> <p>（外国旅行指定都市の範囲）</p> <p>第15条 条例別表第2の1備考1に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ<u> </u>、ワシントン、<u>ジュネーブ</u>、ロンドン、モスクワ、パリ、<u>アブダビ</u>、<u>ジッダ</u>、<u>クウェート</u>、<u>リヤド</u> <u> </u>及びアビジャンの地域とする。</p> <p>（外国旅行に係る地域の定義）</p> <p>第16条 条例別表第2の1備考1に規定する次の各号に掲げる地域</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1項第8号、第3条第5項及び第6項、第4条第6項、第14条第8項並びに第41条<u>並びに附則第4項</u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対する旅費に関し、実施のための手続その他執行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第11条 <u>条例附則第4項の規定に該当して赴任した場合に支給する旅費額は、行程において在勤庁に最も近接する公署（へき地所在公署に指定されている公署を除く。以下この条において同じ。）から在勤庁までの行程（住所又は居所から在勤庁までの行程が行程において最も近接する公署から在勤庁までの行程に満たないときは、住所又は居所から在勤庁までの行程）に応じた条例別表第1の移転料定額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）に、同表の日当定額の1日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の1夜分に相当する額を加えた額とする。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>第12条 削除</p> <p>（外国旅行指定都市の範囲）</p> <p>第15条 条例別表第2の1備考1に規定する指定都市は、シンガポール、<u>ロス・アンジェルズ</u>、<u>ニューヨーク</u>、<u>サン・フランシスコ</u>、<u>ワシントン</u>、<u>ジュネーブ</u>、<u>ロンドン</u>、<u>モスクワ</u>、<u>パリ</u>、<u>アブ・ダビー</u>、<u>ジェッダ</u>、<u>クウェイト</u>、<u>リアド</u>及びアビジャンの地域とする。</p> <p>（外国旅行に係る地域の定義）</p> <p>第16条 条例別表第2の1備考1に規定する次の各号に掲げる地域</p>

として知事が定める地域は、当該各号に定める地域とする。

- (1) 省略
 - (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
 - (3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
 - (4) アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
 - (5) 省略
 - (6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
 - (7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
 - (8) 省略
- （外国旅行甲地方の範囲）

第17条 条例別表第2の1備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第15条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

（外国旅行丙地方の範囲）

第18条 条例別表第2の1備考1に規定する丙地方は、第16条第4号、第5号、第7号及び第8号に定める地域のうち第15条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

別表第3（第9条関係）

- 第1 第9条第1項第1号に規定する旅費請求書に添付すべき書類
- 1～6 省略
 - 7 条例第27条第4号 省略
 - _____に規定する移転料
 - 8～13 省略

として知事が定める地域は、当該各号に定める地域とする。

- (1) 省略
 - (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
 - (3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェイト、ジョルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
 - (4) アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア _____、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
 - (5) 省略
 - (6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
 - (7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
 - (8) 省略
- （外国旅行甲地方の範囲）

第17条 条例別表第2の1備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第15条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロヴァキア、スロヴェニア、タジキスタン、チェッコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、モルドヴァ、ユーゴスラヴィア、ラトヴィア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

（外国旅行丙地方の範囲）

第18条 条例別表第2の1備考1に規定する丙地方は、第16条第4号、第5号、第7号及び第8号に定める地域のうち第15条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国 _____、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

別表第3（第9条関係）

- 第1 第9条第1項第1号に規定する旅費請求書に添付すべき書類
- 1～6 省略
 - 7 条例第27条第1項 省略
 - _____第4号に規定する移転料
 - 8～13 省略

14 省略	14 条例附則第4項に 規定する旅費	行程において在勤所に最も近接 する公署（へき地指定公署を除 く。）であることの証明書
15 省略	15 省略	
16 省略	16 省略	
17 省略	17 省略	
第2 第9条第1項第2 省略 号ウに規定する旅費請 求書に添付すべき書類	第2 第9条第1項第3 省略 号に規定する旅費請 求書に添付すべき書類	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>（認定こども園変更届出書）</p> <p>第6条 法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による届出は、認定こども園変更届出書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第7条 省令第28条第1号の知事が定める数は、幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第1の1に規定する幼稚園型認定こども園（同告示第1の1の1又は2の口に該当するものに限る。）をいう。）及び地方裁量型認定こども園（同告示第1の3に規定する地方裁量型認定こども園をいう。）にあっては、10又は法第4条第1項第3号の保育を必要とする子どもに係る利用定員に同項第4号の保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を加算して得た数に100分の10を乗じて得た数のうちいずれか小さい数とする。</p>	<p>（用語）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>（身分証明書）</p> <p>第8条 法第19条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）によるものとする。</p> <p>（認定こども園変更届出書）</p> <p>第9条 法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による届出は、認定こども園変更届出書（様式第7号）により行うものとする。</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第10条 省令第28条第1号の知事が定める数は、幼稚園型認定こども園（条例第2条第1号ア又はイ^(イ)に該当するものに限る。）及び地方裁量型認定こども園にあっては、10又は法第4条第1項第3号の保育を必要とする子どもに係る利用定員に同項第4号の保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を加算して得た数に100分の10を乗じて得た数のうちいずれか小さい数とする。</p>

(運営の状況の報告)

第8条 省令第29条の報告書は、認定こども園運営状況報告書(様式第7号)によるものとする。

2~4 省略

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定辞退届出書等)

第9条 条例第4条第1項の規定による届出は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定辞退(休止)届出書(様式第8号)により行うものとする。

第10条 省略

第11条 省略

(運営の状況の報告)

第11条 省令第29条の報告書は、認定こども園運営状況報告書(様式第8号)によるものとする。

2~4 省略

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定辞退届出書等)

第12条 条例第4条第1項の規定による届出は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定辞退(休止)届出書(様式第9号)により行うものとする。

(教育及び保育の内容の基準)

第13条 条例別表4(2)の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(保育者の資質向上等)

第14条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、次に掲げるところにより、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

- (1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自ら資質の向上に努めるとともに、子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性を向上させること。
- (2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るための日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に要する時間を確保するため、午睡の時間又は休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の長及び職員に対する当該認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、実施するとともに、その研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。
- (5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の長は、当該認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用する調整能力を向上させること。

第15条 省略

第16条 省略

別表(第13条関係)

教育及び保育の内容の基準

1 教育及び保育の基本及び目標

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。
- (2) 認定こども園は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。
- (3) 認定こども園は、(2)の教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促

し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

2 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次に掲げる事項について特に配慮しなければならない。

- (1) 認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開すること。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- (3) 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度利用時間（以下「共通利用時間」という。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育てを自ら実践する能力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

3 教育及び保育の計画並びに指導計画

- (1) 認定こども園における教育及び保育については、2に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならない。
- (2) 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画（以下「指導計画」という。）を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児がいることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における1⁽³⁾の教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭及び地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定する等の工夫をすること。

エ 受験等を目的とした単なる知識又は特別な技能の早期獲得のみを目指す早期教育となることのないように配慮すること。

4 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教

材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
- (2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。この場合において、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
- (3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学び合いが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかわりを工夫すること。
- (4) 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともにより良い教育及び保育の環境を創造すること。

5 日々の教育及び保育の指導

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。この場合において、満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図ること。
- (3) 1日の生活のリズム又は利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安又は動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。
- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることを考慮し、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。この場合において、楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

- (6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なること及び睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- (7) 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるようにすること。
- (8) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合において、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。
- (9) 教育活動及び保育活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと。この場合において、保護者の生活様式が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

6 小学校教育との連携

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- (1) 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- (3) すべての子どもについて指導要録（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。）の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料を小学校等へ送付することにより、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

様式第1号（第2条関係） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第3号（第3条関係） 幼保連携型認定こども園設置届出書（認可申請書）

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

様式第1号（第3条関係） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 省略

- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

様式第3号（第5条関係） 幼保連携型認定こども園設置届出書（認可申請書）

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1・2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第4号(第4条関係) 幼保連携型認定こども園廃止(休止)届出書(認可申請書)

省略	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略		

注1・2 省略

3 省略

様式第5号(第5条関係) 幼保連携型認定こども園設置者変更届出書(認可申請書)

省略	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略		

注1・2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

様式第4号(第6条関係) 幼保連携型認定こども園廃止(休止)届出書(認可申請書)

省略	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		

注1・2 省略

3 設置者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

4 省略

様式第5号(第7条関係) 幼保連携型認定こども園設置者変更届出書(認可申請書)

省略	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第6号(第8条関係) 身分証明書

(表)

身 分 証 明 書	
写 真	第 号
	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
<p>上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第19条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日発行 年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 ㊟</p>	

(裏)

**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律（抜粋）**

（報告の徴収等）

第19条 都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第6号（第6条関係） 認定こども園変更届出書

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注1 省略

2 省略

様式第7号（第8条関係） 認定こども園運営状況報告書

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第8号（第9条関係） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園辞退（休止）届出書

省略	氏名（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	—
省略		

注1・2 省略

3 省略

様式第7号（第9条関係） 認定こども園変更届出書

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 省略

2 設置者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第8号（第11条関係） 認定こども園運営状況報告書

省略	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 省略

2 設置者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第9号（第12条関係） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園辞退（休止）届出書

省略	氏名（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	㊟
省略		

注1・2 省略

3 設置者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則（令和3年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(65) 省略</p> <p>(66) 省略</p> <p>(67) 省略</p> <p>(68) 省略</p> <p>(69) 省略</p> <p>(70) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(65) 省略</p> <p><u>(66) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年愛媛県規則第56号）様式第1号、様式第3号から様式第5号まで及び様式第7号から様式第9号まで</u></p> <p>(67) 省略</p> <p>(68) 省略</p> <p>(69) 省略</p> <p>(70) 省略</p> <p>(71) 省略</p>

○愛媛県規則第13号

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年愛媛県規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～11 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 削除</td> <td></td> </tr> </table>	1～11 省略		12 削除		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～11 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 特例条例別表41の項第11号に規定する宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行のための規則に基づく事務で</td> <td> <p><u>愛媛県宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>規則第3条の規定に基づく地位の承継の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(2) <u>規則第4条の規定に基づく工事の着手の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(3) <u>規則第5条（規則第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の中止、廃止又は再開の届出の受理に関する事</u></p> </td> </tr> </table>	1～11 省略		12 特例条例別表41の項第11号に規定する宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行のための規則に基づく事務で	<p><u>愛媛県宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>規則第3条の規定に基づく地位の承継の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(2) <u>規則第4条の規定に基づく工事の着手の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(3) <u>規則第5条（規則第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の中止、廃止又は再開の届出の受理に関する事</u></p>
1～11 省略									
12 削除									
1～11 省略									
12 特例条例別表41の項第11号に規定する宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行のための規則に基づく事務で	<p><u>愛媛県宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>規則第3条の規定に基づく地位の承継の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(2) <u>規則第4条の規定に基づく工事の着手の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(3) <u>規則第5条（規則第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の中止、廃止又は再開の届出の受理に関する事</u></p>								

		<p>あつて規則 で定めるも の</p>	<p>務 (4) <u>規則第15条の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関する事務</u> (5) <u>規則第13条の規定に基づく工事の完了の届出の受理に関する事務</u></p>
<p>13 削除</p>		<p>13 特例条例 別表42の項 第6号に規 定する宅地 造成等規制 法の施行の ための規則 に基づく事 務であつて 規則で定め るもの</p>	<p>愛媛県宅地造成等規制法施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>規則第3条の規定に基づく地位の承継の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (2) <u>規則第4条の規定に基づく工事の着手の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (3) <u>規則第5条（規則第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事中の中止、廃止又は再開の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (4) <u>規則第15条の規定に基づく軽微な変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (5) <u>規則第13条の規定に基づく工事の完了の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p>
<p>14～20 省略</p>		<p>14～20 省略</p>	

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。